

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2023 年 4 月 (2023.3.22～2023.4.17)

法令情報

1. 省エネ法等の改正に伴う関係法令の改正について

- 1. 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
＜政令第 68 号＞ (2023. 3. 23 公布、2023. 4. 1 施行)
- 2. 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令
＜経済産業省令第 11 号＞ (2023. 3. 28 公布、同上)

2022. 5. 20 公布の題記改正法が施行されることに伴う関係法令の改正です。省エネ法関連では、中長期計画及び定期報告の対象がこれまでの化石エネルギーから、非化石エネルギーまで拡大され、非化石エネルギーへの転換の目標の設定*並びに非化石エネルギーの使用状況等の報告*等を求めます。また、電気の需要の最適化に関する報告として電力の需給状況に応じた DR(ダイヤモンド・リスpons)の実績日数報告*が追加されます。その他、各種報告等様式が改正に合わせて変更されました。下記参考ページに改正省エネ法の解説パンフレットや動画が掲載されていますのでご参照ください。

※新たな中長期計画設定・定期報告開始スケジュールについては、経産省発行の手引きをご参照ください。

手引き：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/kaisei_shoene_pamph.pdf

省エネ法に規定される特定事業者等に適用されます。

＜参考＞経産省ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/

＜参考＞改正省令・告示リスト <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331014/20230331014-1.pdf>

2. 省エネ法の改正に伴う関係指針・基準等の改正について (他改正法令は、1. のリストに掲載)

- 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針
＜経済産業省告示第 27 号＞ (2023. 3. 31 公布、2023. 4. 1 施行)
- 2. 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準＜同告示第 28 号＞ (同上)
- 3. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示
＜内閣府・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第 1 号＞ (同上)
- 4. 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を
設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示
＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第 1 号＞ (同上)
- 5. 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準
＜経済産業・国土交通省告示第 2 号＞ (同上)
- 6. 貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準
＜同告示第 3 号＞ (同上)
- 7. 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示
＜経済産業省告示第 23 号＞ (2023. 3. 28 公布、2023. 4. 1 施行)

1. に伴う改正です。法第 3 条並びに第 5 条に基づく基本方針並びに判断の基準類が改正され、非化石エネルギーへの転換に関する内容等が盛り込まれました。また、事業者へ非化石エネルギーへの転換を促すため、業種別の非化石エネルギーへの転換等に関する事業者の判断の基準が新たに策定等さ

れました。工場を所有する事業者に対する主な内容は、非化石燃料の使用に対応した発電専用設備、コージェネレーション設備を選定するなど、事業者が非化石エネルギーへの転換を行うために取り組むべき事項や、自動車製造業等 5 業種 8 分野における非化石エネルギーへの転換の目標の目安となる水準の提示、工場等の特定事業者に対しては使用する非化石電気の割合を向上させるための目標の提出等を求めます(-2)。

工場並びに貨物輸送においてエネルギーを使用する事業者等に適用できます。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230317004/20230317004.html>

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331014/20230331014.html>

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620123005&Mode=1>

3-1. 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の

一部を改正する省令 ＜経済産業省令第 12 号＞(2023. 3. 30 公布、2023. 4. 1 施行)

-2. 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の

一部を改正する省令 ＜経済産業省令第 17 号＞(2023. 3. 31 公布、同日施行)

-3. フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

＜経済産業省告示第 25 号＞(2023. 3. 30 公布、2023. 4. 1 施行)

-4. エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

＜同第 37 号＞(2023. 3. 31 公布、同日施行他)

-5. 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

＜同第 38 号＞(同上)

フロン排出抑制法におけるフロン類の製造業者等に係る関係法令の改正です。フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項に記載される地球温暖化係数の参照法令及び同業者によるフロン類の生産量又は輸入量を算出する際の地球温暖化係数の参照法令が変更されました(-1, -3)。また、法第 13 条に基づき使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告等の対象となるエアコン製造業者、冷蔵機器及び冷凍機器製造業者の要件(-2)並びに判断の基準となるべき事項が変更されました(-4, -5)。

当該物質を生産または輸入する事業者並びに当該製品を製造する事業者等に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122103&Mode=1>

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122100&Mode=1>

4. フロン排出抑制法に基づくフロン類 GWP 告示※の全部改正

＜経済産業・環境省告示第 3 号＞(2023. 3. 31 公布、2023. 4. 1 適用開始)

題記法で規定されるフロン類の種類並びに地球温暖化係数が最新の科学的知見等を踏まえたものに改正されました。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220070&Mode=1>

※告示名：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 1 条第 3 項及び第 14 条第 5 号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第 3 号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件

5. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への

寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の全部を改正する件 ＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号＞(2023.3.24公表)

同指針は、温対法第25条に基づき策定されるもので、以下に関する措置について、事業者が適切かつ有効に実施するために必要な事項を定めています。今回指針全部が改正されました。

① 事業活動に伴う温室効果ガス排出削減等

事業者が事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択し、また排出量が少なくなる方法で使用するよう努めること

② 日常生活における温室効果ガス排出削減への寄与

日常生活用製品等の製造等を行う場合には、温室効果ガスの排出量の少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等を行うよう努めること

温室効果ガス排出を伴う事業活動を行う事業者等に適用できます。

＜参考＞環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/index.html>

6. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について ＜環境省告示第9号＞(2023.3.23公表)

グリーン購入法の基本方針が改正されました。新たにオフィス家具等の分野に個室ブース、ディスプレイスタンド、設備の分野に低放射フィルムが追加されました。また、判断基準の見直しが行われ、複数の品目において、カーボンフットプリントの算定及び開示やカーボン・オフセットされた製品が設定等されました。

当該製品を購入等する事業者は参照できます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01216.html

7-1. 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

＜政令第69号＞(2023.3.23公布、2023.10.1施行)

- 2. 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令＜厚生労働省令第29号＞(2023.3.27公布、2023.10.1施行)
- 3. 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う

厚生労働省関係告示の整備に関する告示＜厚生労働省告示第88号＞(同上)

法第44条の2では、特定の防じんマスクや絶縁用保護具等を製造等する者に対し、型式検定を受けることを義務付けています。今回、型式検定を受ける必要がある製品のうち、“電動ファン付き呼吸用保護具”を“防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具”に改めるとともに、新たにアンモニア用並びに有機ガス(亜硫酸ガス)用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が追加されました。

当該製品を製造する事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220309&Mode=1>

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220319&Mode=1>

8. 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則

第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示

＜厚生労働・国土交通・環境省告示第1号＞(2023.3.27公布、2026.1.1施行)

1月号の同規則の改正に伴う改正です。工作物の石綿等の使用の有無についての事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者の基準を規定する改正、並びに“観光用エレベーターの昇降路の囲

い部分”が事前調査結果等の報告が必要な石綿等が使用されているおそれが高い工作物として指定(2023.10.1施行)されました。

当該調査を実施する者等に適用されます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220345&Mode=1>

9-1. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

〈厚生労働省令第66号〉(2023.4.3公布、2024.1.1施行他)

-2. 化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う

屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

〈厚生労働省告示第168号〉(同上)

2021.4.1施行の改正安衛法施行令(2020年5月号参照)において溶接ヒュームが新たに特定化学物質として規制されたことを受けて、事業者は同物質を取り扱う作業等する場合、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から作業主任者を選任しなければなりません。しかし、現在受講者の多くは金属アーク溶接作業等のみの従事者であり、他物質も対象とする同講習の受講は負担が大きいため、金属アーク溶接等作業に限定した講習が新設されます。これに伴い金属アーク溶接等作業主任者が規定されました。

当該物質を取り扱う作業を有する事業者に適用できます。

〈参考〉厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31023.html

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220297&Mode=1>

10. 作業環境測定基準 及び 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

〈厚生労働省告示第174号〉(2023.4.17公布、2023.10.1施行他)

新たに労働者の身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法により濃度測定を行うことができる物質として、粉じん(一部除く)、特定化学物質の一部並びに有機溶剤の一部が追加されました。

当該物質の作業環境測定を行う事業者に適用できます。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220367&Mode=1>

11. 電波法施行規則の一部を改正する省令

〈総務省令第29号〉(2023.3.31公布、2023.4.1施行)

法第100条の規定により、特定の高周波利用設備の設置には総務大臣の許可が必要です。また、許可を受けた者は、許可状書面を当該設備の設置場所に備え付けなければなりません。今回、この備え付けについてスキャナ等で保存したものを必要に応じてPC等へ表示させる方法が可能となりました。

当該許可を受けている事業者は利用できます。

〈参考〉総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2021年度 大気汚染防止法の施行状況について (2023.4.4環境省)

大防法に基づく2021年度末における規制対象施設の届出数は、ばい煙発生施設21.6万件(前年度比▲505)、揮発性有機化合物排出施設3.4千件(同▲39)、一般粉じん発生施設7.1万件(同+356)、水銀排出施設4.5千件(同▲37)と一部で増加しました。工場・事業場等への立入検査は3.6万件(同+257)と増加、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導は390件(うち未測定が364件)(同▲125)行われま

した。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01445.html

2. 2021 年度 水質汚濁防止法等の施行状況について (2023. 3. 30 環境省)

2021年度末時点における水濁法に基づく特定事業場の数は25.6万件(前年度比▲2千)、内訳は多い順に旅館業6.5万件(同▲4百)、自動式車両洗浄施設3.2万件(同+5百)、畜産農業2.5万件(同▲3百)でした。同法に基づく立入検査は2.6万件(同▲2千)行われ、公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は14件(同+10)、一時停止命令は0件(同▲1)、指導・勧告等は6.0千件(同▲0.7千)出されました。また、排水基準違反が確認された工場、事業場の数は、2件(同▲1)あり、業種はその他無機化学工業製品製造業並びに酸・アルカリ表面処理施設でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01399.html

3. フロン類算定漏えい量報告・公表制度による 2021 年度フロン類算定漏えい量の

集計結果の公表について (2023. 4. 14 環境省)

フロン排出抑制法に基づく 2021 年度の特定漏えい者からのフロン類算定漏えい量報告の結果が公開されました。特定漏えい者は 396 事業者(前年度比▲9)、算定漏えい量の合計は、227 万 t-CO₂(同+2 万)と漏えい量は増加しました。また、オゾン層破壊物質である HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)の生産量・消費量の削減が進み、代替物質である HFC (ハイドロフルオロカーボン)を使用した機器への転換が進んだため、HFC の実漏えい量が HCFC の実漏えい量を初めて上回りました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01414.html

4. 化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントについて (2023. 4. 4 厚労省)

この相談窓口では、ラベルや SDS の記載内容の理解、これを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からの質問を受け付けています。また、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。

〈参考〉厚労省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

意見募集情報

1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について (2023. 4. 14 厚労省)

現在、令第18条及び令第18条の2に基づく“ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質”は、個々の物質名を列挙する形で規定されていますが、対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定する方法へ変更する改正が行われます(施行は2025年予定)。この改正により、新たに約1550物質がラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される予定です。厚労省は2023. 5. 13まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230024&Mode=0>

公募情報

1. 2022 年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の申請受付を開始しました

(2023. 3. 23 経産省)

経産省は、法人及び個人等を対象とした、電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等の車両購入補助の申請受付を開始しました。受付期限は未定ですが、予算の消化状況により短縮される場合があります。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230323002/20230323002.html>

2. 2022 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業（うちリサイクルが困難な廃プラ等を石炭等のエネルギー代替として利用するために必要な設備を導入する事業））の公募について
(2023. 4. 3 環境省)

この事業では、民間企業等において、リサイクルが困難な廃プラ等を石炭等のエネルギー代替として利用するために必要な廃プラ等燃料製造施設（固形燃料化・RPF 化等）及び廃プラ等燃料受入設備を導入等する事業に対し、経費の一部を補助します。公募期限は 2023. 5. 19 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01440.html

以 上